

【事案 2021-218】契約解除取消請求

- ・令和 4 年 5 月 30 日 裁定終了

＜事案の概要＞

告知義務違反により契約が解除されたこと等を不服として、解除の取消し等を求めて申立てのあったもの。

＜申立人の主張＞

子宮がんにより入院し手術を受けたため、平成 30 年 5 月に契約したがん保険にもとづき給付金を請求したところ、告知義務違反を理由に契約が解除され、給付金も支払われなかった。しかし、以下の理由により、解除を取り消し、精神的苦痛に伴う慰謝料を支払ってほしい。

- (1) 告知時に子宮がんの自覚症状がなく、意図的な告知義務違反はしていない。
- (2) 告知義務違反の撤回を求めたが応じてもららず、保険会社の社員から言葉の暴力を受けた。

＜保険会社の主張＞

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は、告知書の質問項目に虚偽の回答をしており、告知義務違反の要件を満たしている。
- (2) 申立人は、病院で異常を指摘されていたことからすれば、告知事項を確認できた。
- (3) 申立人との通話記録によれば、慰謝料請求を基礎づけるような当社社員の発言は見当たらない。

＜裁定の概要＞

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、保険会社の対応等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人に告知義務違反があったことが認められる一方、保険会社に不法行為があったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。